

大鰐町障害者活躍推進計画

機関名	大鰐町
任命権者	大鰐町長
計画期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）
大鰐町における障害者雇用に関する課題	大鰐町では、障害者に限定した募集による採用の実績はなく、在籍する雇用障害者は、すべて在籍中に障害を有することとなった職員のみである。これまで特別な対応を要する大きな問題は生じてこなかったが、離職者が生じた場合、法定雇用率を下回る可能性があることから、不本意な離職者を生じさせないように、組織的な体制の強化を図る必要がある。
目標	
①採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 （参考）令和5年6月1日時点の実雇用率：1.99%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談しやすい体制を整備する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 	
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の特性に配慮した適切な職務の選定を心掛けるとともに、障害者である職員から障害に起因して職務の遂行が困難である旨の相談を受けた場合には、必要に応じて検討を行う。 	
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 年次有給休暇や特別休暇などの各種休暇の利用促進に努める。 	
4 その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 	